

本書において下記のとおり、誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

【重要】 本データをプリントアウトしたものは、試験会場に持ち込むことはできません。

※下記の訂正を直接、本書に書き込んでいただく分には、試験会場持ち込みに支障ありません。

頁	訂正箇所	誤	正
Vol. 1 p 47	第 55 条 第 2 項	2 前項の都市計画において建築物の 高さの限度が 10m と定められ た第一種低層住居専用地域又 は第二種低層住居専用地域内 においては、	2 前項の都市計画において建築物 の高さの限度が 10m と定められ た第一種低層住居専用地域、 第 二種低層住居専用地域又は田園 住居地域 内においては、
同 p 50	第 57 の 2 [引用] 1 つ目	都市計画法 9 条 <u>15 項</u>	都市計画法 9 条 <u>16 項</u>
同 p 51	第 57 条の 5 <u>関連</u>	都市計画法 9 条 <u>16 項</u>	都市計画法 9 条 <u>17 項</u>
同 p 51	第 58 条 <u>関連</u>	都市計画法 9 条 <u>17 項</u>	都市計画法 9 条 <u>18 項</u>
同 p 51	第 59 条 <u>関連</u>	都市計画法 9 条 <u>18 項</u>	都市計画法 9 条 <u>19 項</u>
同 p 52	第 60 条 <u>関連</u>	都市計画法 9 条 <u>19 項</u>	都市計画法 9 条 <u>20 項</u>
同 p 58	第 68 条の 3 第 7 項 <u>関連</u>	法 48 条 6 項、7 項、 <u>11 項、13 項</u>	法 48 条 6 項、7 項、 <u>12 項、14 項</u>
同 p 86	第 78 条「関連」 7 つ目	法 48 条 <u>14 項</u>	法 48 条 <u>15 項</u>
同 p 97	第 91 条「関連」 1 つ目	<u>関連</u> 【屋根】法 22 条、 <u>24 条の 2</u>	<u>関連</u> 【屋根】法 22 条、 <u>24 条</u>

【重要なお知らせ】

本書 Vol. 1 における参照ページの誤植について

本書制作システムの不具合により、本書 2 分冊中の Vol. 1 において、下記の条文の編注（引用、関連）参照ページに誤植がありました。Vol. 1 から Vol. 2 の条文を参照する箇所のページ表記が、一部を除き 2 ページずれて表記されています。なお、この不具合は Vol. 2 では発生しておりません。

読者の皆様におかれましては、大変お手数をお掛けいたしますが、裏面に誤植のあった箇所を記載いたしますので、修正していただきますようお願いいたします（ページ番号を修正しても、本試験会場への持ち込みに支障はありません）。

また、正しく修正した Vol. 1 を 2019 年 1 月上旬までに用意いたしますので、訂正版 Vol. 1 及びインデックスシールをご希望の方は、下記までご請求ください。無償で送らせていただきます。

ご請求先 [\[https://www.tac-school.co.jp/member/\]](https://www.tac-school.co.jp/member/)



※TAC 情報会員登録フォームとなります。こちらにご登録いただくと本書の修正済 Vol. 1 およびインデックスシール、加えて 2019 年 6 月 7 日（予定）に法改正情報等を収録した「追録」（試験会場に持ち込み可）を無償にて送付させていただきます。

[ご登録手順]

- (1) 「ご登録はこちらから」より「建築士」を選択。
- (2) 「2019 年度版 建築基準関係法令集」を選択。
- (3) 「情報会員登録フォーム」よりご登録ください。
「パスワード」は、書籍の裏表紙右下の「668-」から始まる 13 桁の数字です。
(ハイフンも含めてご入力ください)

※書店店頭ではお渡しできません。お手数ですが、上記ご請求先へご請求ください。

次ページ ⇒ [参照ページ誤植箇所一覧]

[Vol. 1 参照ページ誤植箇所一覧]

※は前ページの正誤表に記載した訂正内容です。

誤植箇所			誤	正
頁	条文	引用・参照先		
建築基準法				
11	第2条十九号	都市計画法4条1項	630	632
	〃 二十号	都市計画法4条2項	630	632
	〃 二一号	都市計画法8条1項	632	634
	〃 二二号	都市計画法12条の4第1項一号	637	639
	〃 二三号	都市計画法12条の5第2項一号	638	640
	〃 二四号	都市計画法12条の4第1項二号	637	639
	〃 二七号	都市計画法12条の4第1項三号	637	639
	〃 二九号	都市計画法12条の4第1項四号	638	640
	〃 三十号	沿道整備法9条2項一号	719	721
	〃 三一号	都市計画法12条の4第1項五号	638	640
〃 三三号	都市計画法4条9項	630	632	
15	第6条(1項)	バリアフリー法14条	529	531
	〃 四号	景観法74条1項	738	740
27	第15条2項一号	耐震改修法17条1項	562	564
	〃 〃 二号	密集市街地整備法4条1項	771	773
37	第41条の2	都市計画法5条、5条の2	630	632
45	第52条14項一号	バリアフリー法24条	532	534
50	第57条の2(1項)	都市計画法9条15項(→16項*)	634	636
51	第57条の5(1項)	都市計画法9条16項(→17項*)	634	636
	第58条	都市計画法9条17項(→18項*)	635	637
	第59条(1項)	都市計画法9条18項(→19項*)	635	637
52	第60条(1項)	都市計画法9条19項(→20項*)	635	637
	第60条の2(1項)	都市計画法8条1項四号の二	633	635
54	第65条	民法234条1項	885	887
	第67条の3(1項)	都市計画法8条1項五号の二	633	635
55	第68条(1項)	都市計画法8条1項六号	633	635
	〃 (「関連」の2つ目)	景観法61条	736	738
56	第68条の2	都市計画法12条の4	637	639
66	第69条	土地区画整理法98条1項	715	717
67	第74条の2第2項	土地区画整理法103条4項	716	718
88	第85条の2	景観法19条1項	735	737
	第85条の3	文化財保護法143条1項	750	752
建築基準法施行令				
132	第19条	児童福祉法7条	873	875

以上